

こうはつ いやく ひん

後発医薬品について

くすり

Q. どんなお薬なの？

後発医薬品は、ジェネリック医薬品とも呼ばれ、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬です。

き め あんぜんせい だいじょうぶ

Q. 効き目や安全性は大丈夫？

先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査したものですので、安心して使うことができます。

つか

Q. みんな使っているの？

先発医薬品よりも低価格なため、医療の質を落とすことなく、医療費の削減につながります。

欧米では幅広く使われていて、日本でも、行政や医療保険など国全体で普及促進に取り組んでいます。

せいかつ ほご つか

Q. 生活保護では使われているの？

国全体で後発医薬品の普及促進に取り組む中で、生活保護での普及は遅れています。

このため、医師が専門的な判断に基づいて、後発医薬品の使用を認めている場合は、原則として後発医薬品を使用していただくことにより、生活保護での普及を促進していくことにしています。

こう はつ い やく ひん
後発医薬品について、

わからないことや不安なことがあるときは、福祉事務所や医師または薬剤師に相談しましょう。

【福祉事務所の連絡先】

磐田市福祉事務所

電話 0538-37-4797

* 次の団体でも後発医薬品に関する一般的なご質問にお答えします。

- ・独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
くすり相談 TEL 03-3506-9457
- ・公益社団法人 日本薬剤師会(火・金)
消費者くすり相談窓口 TEL 03-3353-2251
- ・日本ジェネリック製薬協会
TEL 03-3279-1890
- ・一般社団法人日本ジェネリック医薬品学会
TEL 03-3438-1073

生活保護を受給している皆さまへ

後発医薬品の使用をお願いします

磐田市

厚生労働省

生活保護を受給している皆さまに後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用して頂くことを
お願いしています。

医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、原則として使用していただくことにしています。

福祉事務所等からの依頼により、薬局は、後発医薬品の使用に同意していただけない場合に、その理由等をお伺いし、後日、福祉事務所に連絡することがあります。

福祉事務所は、後発医薬品を使用させていただくように、詳しくお話しをさせていただきますことがあります。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の品質や効き目、安全性は、これまでのお薬と同等です

国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます

このため、生活保護では、国全体で後発医薬品の普及に取り組む一環として、医師が後発医薬品への変更を不可としていない（一般名処方を含む）場合は、後発医薬品を原則として使用していただくことにしています

薬局で、後発医薬品の使用について説明を受けたときは、積極的に後発医薬品を使用してください

後発医薬品の使用に同意していただけない場合は、後発医薬品以外の医薬品が調剤されますが、薬局はその理由等を確認し、後日、福祉事務所へ連絡する場合があります

後発医薬品を使用できない特別の理由等がある方は、福祉事務所や医師または薬剤師にご相談ください

福祉事務所は、後発医薬品を使用していない方へ、個別に理解を求めて、その使用を促していく場合があります

後発医薬品は、品質や効き目、安全性はこれまでのお薬と同等ですので、医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、積極的に使用してください

生活保護を受給している皆さまにおかれましても、後発医薬品の普及促進にご理解・ご協力をお願いします

※ 医師が後発医薬品への変更を認めていない場合は対象外です